

## 沖縄県災害派遣福祉チーム員養成研修及びチーム員登録要領

### (目的)

- 第1 この要領は、沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領(以下「設置運営要領」という。)  
第2の規定に基づき、沖縄県災害派遣福祉支援協議会が実施する沖縄県災害派遣福祉チーム(以下「DWAT おきなわ」という。)のチーム員養成研修(以下「研修」という。)及びDWAT おきなわチーム員(以下「チーム員」という。)の登録について定め、チーム員となる者が、業務遂行上必要な知識及び技術を身に付けること等を目的とする。

### (受講対象者)

- 第2 研修の受講対象者は、設置運営要領第2第1項に定める者とする。

### (研修)

- 第3 研修は次に掲げるものとし、その内容は別に定める。  
(1) 登録研修 新たにチーム員となろうとする者が受講する研修  
(2) 養成・更新研修 第6第1項の登録を受けた者(以下「登録者」という。)が技術向上のため受講するほか、登録更新のため前回受講から概ね3年経過するごとに受講する研修

### (研修の方法)

- 第4 研修は、講義及び演習により行い、必要に応じて訓練により行うものとする。

### (補講の実施)

- 第5 協議会は、受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合に補講を行うことができるものとする。

### (チーム員の登録)

- 第6 協議会は、第3第1号の研修修了者をチーム員登録者として登録する。

### (登録者名簿の作成管理)

- 第7 DWAT おきなわ事務局(以下「事務局」という。)は、登録者について、DWAT おきなわチーム員登録者名簿(以下「チーム員名簿」という。)を作成し、管理するものとする。  
2 チーム員名簿には、氏名、所属団体(施設)、研修修了年月日、資格・職種等の情報を記載するものとする。

### (登録内容の変更等)

- 第8 登録者は、登録内容に変更が生じたとき、又はチーム員登録を辞退するときは、原則として所属団体(施設)を経由して事務局に届け出るものとする。  
2 事務局は、前項の届出があったときのほか、毎年度登録内容の変更の有無を確認し、登録内容を更新するものとする。

### 附 則

この要領は令和元年10月23日から実施する。